

地域経済の好循環につなげるための推進方針

北 海 道
平成 26 年 3 月 20 日

本道経済は、来道者数や有効求人倍率が連続して前年同期を上回るなど、緩やかに持ち直している。

一方で、地域からは景気回復を実感できないとの声も聞こえており、さらには、本年 4 月の消費税率の引き上げによる実質可処分所得の減少や駆け込み需要による反動減などに加え、昨年 9 月の電気料金の値上げや原材料価格の上昇などにより、企業経営など本道経済の厳しい状況が予想されるところである。

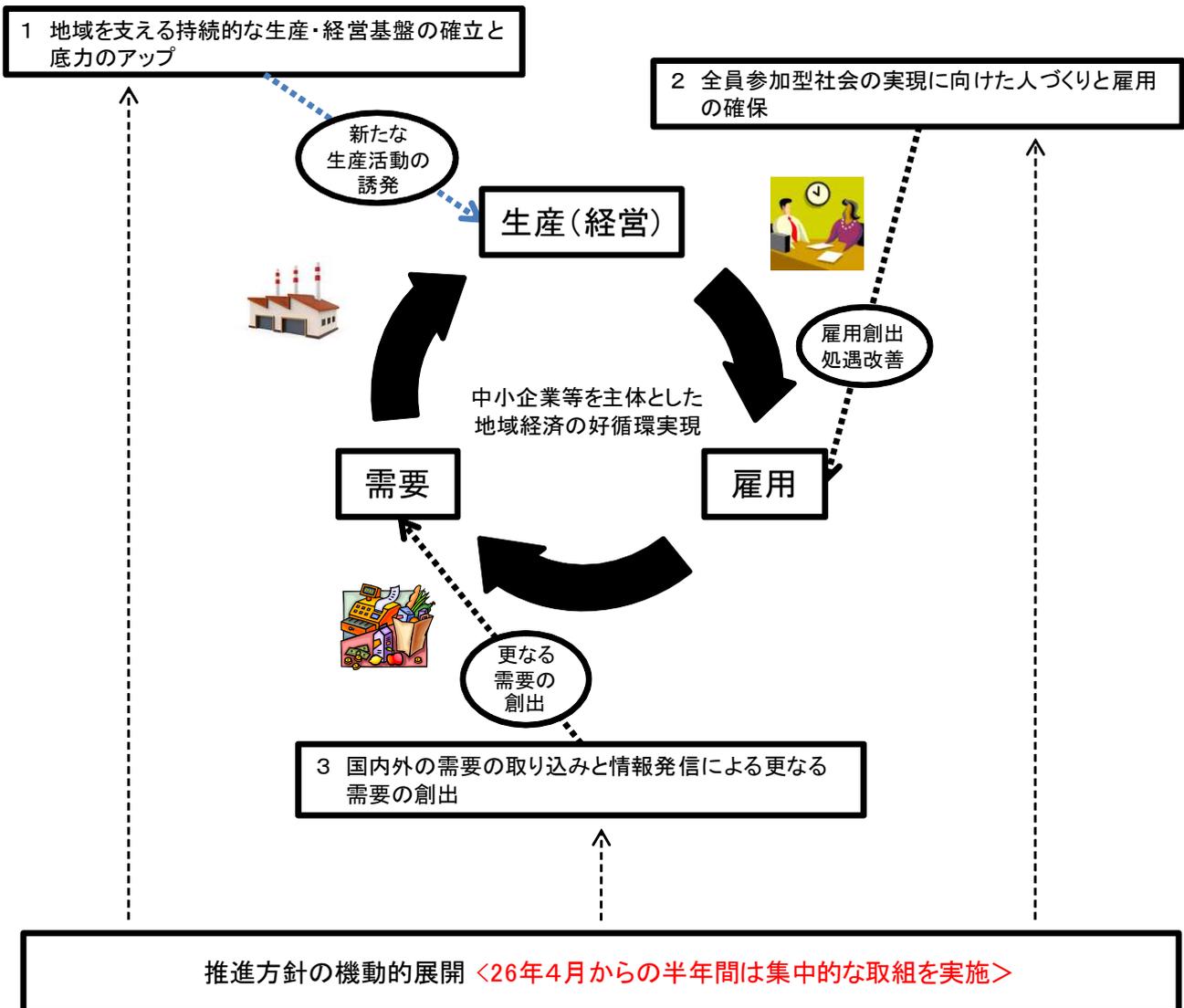
国においては、昨年 12 月、経済の成長力の底上げと好循環の実現を図り、持続的な経済成長につなげる「好循環実現のための経済対策」を策定し、本年 2 月には補正予算が成立したところであるが、道としても、国の経済対策にも呼応した平成 25 年度補正予算（平成 26 年第 1 回北海道議会定例会提案補正予算）及び 26 年度当初予算等で措置した施策の効果がどの地域においても発揮され、消費税率の引き上げ後も景気回復を実感できるよう全庁あげて取り組んでいくことが重要と考えている。

こうしたことから、「平成 26 年度予算執行方針」に定めるところによるほか、平成 25 年度補正予算及び 26 年度当初予算で措置した経済・雇用対策予算の執行に当たっては、従来「経済・雇用対策予算執行方針」に定めた各種取組や、新たな生産活動の誘発、雇用の創出や処遇の改善、更なる需要の創出などそれぞれの段階において地域経済の好循環につながる具体的な取組を本推進方針としてひとつにとりまとめ、循環の円滑な推進と加速化を図るとともに、循環の輪が途切れたり、スピードが落ちることがないように全庁あげて取り組む。

特に、4 月からの半年間は、「集中的な取組期間」として、消費の減少に対応し、中小企業の経営安定を図るとともに、公共事業の早期発注等により当面の需要を喚起する。

なお、状況の変化等に対しては、機動的にサポート体制を発動するとともに、追加の取組により対応していく。

地域経済の好循環のイメージ



(次ページ以降に記載する具体的取組の類型)

- 予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組
- 予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業 (取組名の後の※は地域人づくり事業)

1. 地域を支える持続的な生産・経営基盤の確立と底力のアップ

地域経済の好循環を図るためには、地域経済の主な担い手である中小企業や小規模事業者の経営改善や新事業展開などを進めるとともに、ものづくり産業や北海道に優位性がある食、観光、環境・エネルギーといった産業が成長力を高め、地域展開することにより、地域を支える持続的な生産・経営基盤の確立と底力をアップさせ、新たな生産活動を誘発し、地域経済の好循環を牽引していくことが必要であることから、次の取組などを実施する。

(主な取組)

(1) 中小企業等の経営改善や新事業展開等の支援

- 道内7地域における相談体制の整備
- 小規模企業の生産性向上に向けた人材育成 ※
- 幅広い分野の中小企業の海外展開に向けた支援人材や企業人材の育成 ※
- 建設業の技能人材の定着や若年者等の正規雇用化の促進 ※

(2) 地域商業の活性化

- 商店街活性化に係る取組の促進に向けた地域との連携強化
- 商店街活性化に向けた取組の牽引役の育成 ※

(3) 「地域のものづくり力」アップ

- ものづくり企業の技術力向上や他産業との連携強化に必要な人材の定着促進 ※
- 女性の能力発揮に向けた処遇改善の促進 ※

(4) 食産業立国の推進に向けた競争力の強化

- 加工食品の信頼性確保と競争力強化のための人材育成 ※
- 「食のサポーター」などの専門家による食の磨き上げの実施

(5) 地域における魅力ある観光地づくり

- 若年者の宿泊業への定着に向けた処遇改善の促進 ※
- 外国人観光客に対するおもてなし力の向上促進 ※

(6) 省エネ・新エネの促進と環境産業の振興

- 地域の実態に応じた新エネルギー導入に向けた関係機関の連携強化

(7) 農林水産業の活力発揮

- 6次産業化加速に向けた地域のネットワークづくりの支援
- 林業及び木材産業等の健全な発展に向けた地域等との連携

など

2. 全員参加型社会の実現に向けた人づくりと雇用の確保

中小企業や産業の生産・経営基盤の確立により経済の底力を上げることに加え、産業振興と一体となった雇用創出の推進や全員参加型社会の実現に向けた人づくりに取り組み、安定的で良質な雇用の場の拡大と就業環境の整備や多様な働き手の就業支援を進めることが必要であることから、次の取組などを実施する。

(主な取組)

(1) 産業振興と一体となった雇用創出

□戦略産業雇用創造プロジェクトの推進

(2) 全員参加型社会の実現に向けた人づくり

□産業の活性化に向け、地域ニーズに応じた人材育成を促進する国の「地域人づくり事業」の活用

■若者の雇用を巡るトラブルの防止 ※

■潜在的な労働力の活用に向けた女性の就業の促進 ※

■非正規労働者の処遇改善や正社員化の促進 ※

■障がい者の民間企業等への雇用の促進 ※

■福祉・介護人材の雇用の促進 ※

など

3. 国内外の需要の取り込みと情報発信による更なる需要の創出

生産・経営基盤が確立し、雇用の創出や需要を拡大し、家計等を通じて需要の発生につなげるに留まらず、経済の循環を太い輪にしていくことが重要であることから、食や観光等の地域資源やコンテンツ等の情報を国内外に発信し、販路を拡大するとともに、バックアップ拠点構想に基づく本社機能等の移転や健康関連産業などにより、国内外からの新たな需要を創出するため、次の取組などを実施する。

(主な取組)

(1) 食や観光の情報発信

- 民間企業等と連携した首都圏等での食のプロモーションの実施
- 「北海道どさんこプラザ」の仙台出店
- 外国人観光客の需要喚起を目指した海外プロモーションの実施
- 道外における誘客プロモーションの前倒し実施

■海外への多言語による観光情報の発信が可能な人材の育成 ※

(2) 本道の魅力と強みを世界に売り込む「クール・HOKKAIDO」の推進

■海外メディア等を活用した輸出や誘客等の拡大と企業人材の育成 ※

(3) 新たな企業の誘致や新しい産業の振興

- 企業のリスク分散の受け皿としての企業誘致の一層の推進とものづくり企業の新たな市場の開拓

■道産機能性食品等の開発促進に必要なコーディネーターの育成 ※

など

推進方針の機動的展開

昨年9月からの電気料金の値上げや原材料価格の上昇に加え、消費税率引き上げなどにより、地域経済の循環の輪が途切れないう、まずは4月からの半年間を「集中的な取組期間」とし、中小企業の経営安定支援や、国内外からの誘客や公共事業等の早期発注による需要の喚起に取り組むとともに、公共事業等の円滑な執行など次の取組などを実施する。

こうした取組の推進にあたっては、地域の実情や声を把握し、施策に反映していくことが必要であることから、地域等との意見交換を実施する。

また、庁内にワーキングチームを設置し、施策の効果の検証を行い、更なる取組を検討していく。

さらに、今後の状況の変化等に対応して機動的にサポート体制を発動するとともに追加の取組により対応していく。

(主な取組)

(1) 当面の中小企業の経営の安定に向けた前倒し支援

- 消費税価格転嫁に係る中小企業や建設業からの相談対応
- 消費税率引き上げに伴う経営や金融の相談窓口の設置
- 土、日、祝日における金融相談の実施
- 道内7地域における相談体制の整備

- 国との合同プロモーションなどによる支援策のPR強化

(2) 国内外への観光プロモーションの実施による需要の喚起

外国人観光客の旅行シーズンの需要喚起を目指した海外プロモーションの実施

道外における誘客プロモーションの前倒し実施

(3) 公共事業等の早期発注による需要の喚起

公共事業等の切れ目のない執行や早期発注

(4) 公共事業等の円滑な執行

建設資材の需給、価格動向の把握と速やかな設計単価への反映

道産資材の積極的使用

(5) 中小企業者等に対する受注機会の確保

中小企業者等に対する受注機会の確保

(6) 施策の推進に向けて

地域経済の実態を把握し、施策の効果を把握するための地域の商工業団体や市町村との意見交換の実施

国の出先機関や経済界、労働界などとの連携の強化

様々な分野における企業や大学・試験研究機関との連携の強化

包括連携協定締結企業等との関係強化による新たな連携事業の構築

庁内ワーキングチームによる施策の検証及び新たな取組の検討

状況の変化等に対する機動的なサポート体制の発動と追加の取組による対応

など

(別紙)

具体的な取組とその概要

(注) 取組名の後に※が付いている事業は、予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業

※ 緊急雇用創出事業臨時特例対策推進費（地域人づくり事業）

※※ 緊急雇用創出事業臨時特例対策推進費（起業支援型地域雇用創造事業）

1. 地域を支える持続的な生産・経営基盤の確立と底力のアップ

地域経済の好循環を図るためには、地域経済の主な担い手である中小企業や小規模事業者の経営改善や新事業展開などを進めるとともに、ものづくり産業や北海道に優位性がある食、観光、環境・エネルギーといった産業が成長力を高め、地域展開することにより、地域を支える持続的な生産・経営基盤の確立と底力をアップさせ、新たな生産活動を誘発し、地域経済の好循環を牽引していくことが必要であることから、次の取組などを実施する。

(1) 中小企業等の経営改善や新事業展開等の支援

平成26年度は、厳しい経営環境において地域経済を支える中小企業・小規模事業者の経営改善や事業再生、経営基盤強化を支援するとともに、新規創業者の経営安定化に向けた支援を行うなど、企業のライフステージに応じた支援を展開する事業に取り組む。

また、これまでに得られたノウハウや関係機関の海外ネットワーク等を活用し、食と観光に加え、環境技術などを含めた道内産業の強みを幅広く活かしながら道内企業の海外展開を促進する。

(主な予算事業)

- 中小企業競争力強化促進事業
- 移動中小企業経営相談事業費
- 地域中小企業経営改善サポート事業
- 中小企業総合振興資金貸付金
- 創業者フォローアップ支援強化事業
- 経済国際化推進費
- サハリン州北海道ブランド通年化促進事業
- 「北海道の食」輸出拡大現地支援モデル事業
- 公共訓練費

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①地域における相談体制の整備

- ・ 中小企業に対し、商工会・商工会議所による相談指導を実施するほか、道の融資制度などの周知や、必要に応じ、地域において移動中小企業経営相談会を開催、個別企業ごとに金融の相談及び経営に関する助言、指

導等を行い、中小企業の経営安定、金融の円滑化を図る。

②金融の円滑化に向けた金融機関との連携

- ・ 地域の金融機関、信用保証協会、商工団体等と地域中小企業金融に関する情報や意見の交換を行う。
- ・ 市中金融機関や北海道信用保証協会に対し、融資や保証の弾力的な取扱いについて要請する。

③地域の中小企業支援機関と連携した創業者のフォローアップ

- ・ 新規創業者の早期廃業の抑止や経営安定化に向けた取組を行うとともに、官民の中小企業支援機関等で構成する北海道創業促進連携会議や地域中小企業支援ネットワークなども活用し、事業周知に努める。

④国の出先機関やJETRO、市町村、経済団体、金融機関等との連携

- ・ 包括連携協定締結企業と協力し、北海道国際ビジネスセンターにおいて、海外の経済・市場の動向等のセミナーや講演会等を開催するなど、関係機関等と連携したオール北海道体制で海外との経済交流を進める。
(赤レンガ・チャレンジ事業)

⑤国との合同プロモーションなどによる支援策のPR強化

- ・ 経済産業局などと連携し、全道各地域において中小企業や商工業団体向けの支援策の合同プロモーションを実施する。
- ・ 各種広報媒体の活用により、中小企業総合振興資金などの融資制度の一層の周知と利用の促進を図る。

⑥建設人材育成のための訓練の実施

- ・ 高等技術専門学院の主催で、人材不足である型枠工や建設機械運転技術者といった建設関係の技能者の養成訓練を実施する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

⑦道内7地域における相談体制の整備 ※※

- ・ 中小企業の経営指導にあたる専門家を平成26年3月から道内7箇所に配置し、企業の経営改善に向け、きめ細やかな対応を進める。

⑧小規模企業の生産性向上に向けた人材育成 ※

- ・ 小規模企業が活用しやすい研修事業を実施し、企業数の8割以上を占める小規模企業の従業員のスキルアップを図り、企業の生産性を向上させる。

⑨幅広い分野の中小企業の海外展開に向けた支援人材や企業人材の育成 ※

- ・ 道内各地域の海外展開に係る動きを支援できる人材、新規に海外展開を検討する中小企業の人材を育成する。

⑩サハリン州への輸出通年化に向けた物産展等の開催 ※※

- ・ サハリン州への輸出の通年化に向けた可能性を調査するための現地物産展や道内企業向けセミナーを開催する。

**⑪食関連産業の海外進出支援のための東南アジアへのコーディネーターの配置
※※**

- ・ 道内の食関連企業の海外進出を促進するため、タイ及びシンガポールの現地に、食ビジネスに精通したコーディネーターを配置する。

⑫建設業の技能人材の定着に向けた研修等の実施 ※

- ・ 新入社員等の定着促進や在職者の資格取得等に向けた研修等を行う。

⑬建設業の若年者等の正規雇用化に向けた人材育成 ※

- ・ 若年者等を期間雇用し、集合訓練や企業実習等を実施する。

⑭苫小牧地域における自動車整備士の養成促進 ※

- ・ 自動車産業が集積する苫小牧地域において、今後、不足が見込まれる自動車整備士の養成を促進し、地域の雇用拡大等を図る。

(2) 地域商業の活性化

平成26年度は、市町村と連携して地域商業の課題を解決するための実施体制の構築を支援するなど、地域商業の活性化に向けた自主的な取組を促進する事業に取り組む。

(主な予算事業)

- 地域商業活性化総合対策事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①商店街活性化に係る取組の促進に向けた地域との連携強化

- ・ 商店街組織等に対し、市町村と連携して、「地域商業活性化総合対策事業」のPRを行うとともに、必要に応じ支援策の活用に向け、北海道経済産業局と連携してアドバイスなどを行い、地域での活性化に向けたモデル的な取組や実施体制の構築等を促進する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

②商店街活性化に向けた取組の牽引役の育成 ※

- ・ 失業者等を新たに雇用、育成し、地域の商店街に必要とされる人材の育成と失業者等の就職に向けた支援を行う。

③小規模企業の生産性向上に向けた人材育成 ※

- ・ 小規模企業が活用しやすい研修事業を実施し、企業数の8割以上を占める小規模企業の従業員のスキルアップを図り、企業の生産性を向上させる。【再掲】

(3) 「地域のものづくり力」アップ

平成26年度は、「地域のものづくり力」の向上を図るため、本道が強みを持つ食関連産業(一次産業、食品加工業)との連携強化により、域内需要の獲得や新たなニーズの掘り起こしを促進するとともに、全員参加型社会への対応として、特に女性のものづくり現場への参画を促す環境づくりを進める。

(主な予算事業)

- 中小企業競争力強化促進事業
- 地域のものづくり産業力強化対策事業
- 一次産業等効率化機械の共同開発促進事業
- 食関連機械産業振興事業
- 一次産業の強みを活かした一貫生産型立地加速事業費
- ものづくり「なでしこ」応援パッケージ事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①ものづくり企業へのビジネス情報の提供開始

- ・ 「地域のものづくり力」のアップの取組に積極的に挑戦する企業を「参画・協力企業」として登録し、メールマガジンによるビジネス情報の提供や相談を行う。

②国のものづくり企業向け支援策の積極的PR

- ・ 国の「中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業」(補正予算)等の積極的活用をものづくり企業に対し積極的にPRする。

③食関連機械の開発に向けた一次産業等とものづくり産業の連携体制の構築

- ・ 食関連機械の開発をものづくり産業と食関連産業の連携を図りながら、地域で展開する。

④「一貫生産型立地」の加速に向けた食の産地と連携した誘致活動

- ・ 本道の食の魅力や立地優位性をPRする東京でのセミナー、生産現場視察会を市町村や生産者などと連携して実施する。

⑤地域におけるものづくり産業への女性の就業促進

- ・ ものづくり産業の魅力をPRするPR誌の作成や配付を女性が活躍する企業と連携して実施するとともに、ものづくり現場のイメージアップに向けた「見学バスツアー」や「合同企業説明会」を地域で開催する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

⑥ものづくり企業の技術力向上や他産業との連携強化に必要な人材の定着促進 ※

- ・ 大手製造業等を退職した高度技術・技能者を雇い入れ、中小企業での

現場実習やきめ細かなフォローなどにより、スムーズな人材定着を支援し、高度人材の道内中小企業への橋渡しを行う。

⑦小規模事業者のものづくり技術継承の体制整備促進 ※

- ・ ものづくり企業の優れた技術を継承・発展させるための体制整備を促進する。

⑧ものづくり産業の女性の能力発揮に向けた処遇改善の促進 ※

- ・ ものづくり企業における女性の一層の能力発揮を促すため、女性登用に向けたセミナーや研修会、個別アドバイスを実施する。

(4) 食産業立国の推進に向けた競争力の強化

平成26年度は、道独自の食品機能性表示制度を活用した商品開発や販売促進など、今後成長が期待される分野における集中的な展開や、北海道ブランドの確立に向けた競争力強化を図るとともに、食品工業のみならず関連産業を含めた産業集積を促進し、食クラスター活動の更なる展開を図る事業に取り組む。

(主な予算事業)

- 北海道食のブランド・ステップアップ事業
- 北海道トップブランドづくり事業
- 食クラスター「フード塾」事業
- 北海道新幹線開業に向けた食の推進事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①「食のサポーター」などの専門家による食の磨き上げの実施

- ・ 道内出身の一流シェフなどに委嘱している北海道「食のサポーター」などの専門家を活用し、道内各地のこだわり商品・食材に関する情報発信や地域ブランドの磨き上げ、さらには人材育成などを進める。

②民間企業との連携による東北地域とのビジネスマッチングの展開

- ・ 東北地域との食のビジネスマッチングを包括連携協定を締結した銀行と連携して実施する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

③北海道産の加工食品の信頼性確保と競争力強化のための人材育成 ※

- ・ 道内食品製造業におけるリスク管理強化や生産管理・品質管理のレベルアップのために必要な人材の育成や確保に係る企業の取組を促進する。

④食関連産業の海外進出支援のための東南アジアへのコーディネーターの配置 ※※

- ・ 道内の食関連企業の海外進出を促進するため、タイ及びシンガポールの現地に、食ビジネスに精通したコーディネーターを配置する。【再掲】

(5) 地域における魅力ある観光地づくり

平成26年度は、地域の資源を生かした魅力ある観光地づくりや、満足度の高いサービスの提供により、自然環境など地域の資源を生かした滞在型の観光地づくりを進める。

(主な予算事業)

- 北海道新幹線開業対策観光地づくり緊急支援事業
- 北海道観光通年化対策事業
- 交流参加型国際観光地づくりモデル促進事業費
- 着地型観光魅力づくり推進事業
- 北海道体験型観光活性化事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①地域や関係機関と一体となった観光地づくりの推進

- ・ 観光振興機構との連携を一層強め、市町村や観光関係者と一体となって、地域における様々な観光地づくりの取組を支援する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

②若年者の宿泊業への定着に向けた処遇改善の促進 ※

- ・ 若年就労者に対する職場定着に繋がる研修・カウンセリングの実施や、管理者層に対する就業環境の改善に繋がる労務雇用管理の研修や相談を実施する。

③地域の観光を担う若年者等の雇用拡大・人材育成の促進 ※

- ・ 観光関連企業等で構成する共同体が若年者等を期間雇用し、OJTやOFF-JTなどの実践的な研修を体得させるとともに、入職促進を図るセミナー等を実施する。

④外国人観光客に対するおもてなし力の向上促進 ※

- ・ 接遇・マナーに関する専門家による受入研修を行うとともに、実際に外国人観光客が訪れる観光施設において、おもてなし力のスキルアップを図る実践研修を行う。
- ・ 通訳案内士等を対象とした技能研修会や模擬実務研修の実施、国内インバウンド先進地で研修及び視察、道内の実際のツアーへの同行体験研修を実施する。

(6) 省エネ・新エネの促進と環境産業の振興

平成26年度は、「北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画（第Ⅱ期）」及び「新エネルギーの導入拡大に向けた基本方向」並びに「北海道環境産業振興戦略」に基づき、エネルギーの地産地消、実証・開発プロジェクト等の集積、インフラ整備や技術革新の促進、エネルギーの効率的利用を柱とした事業に取り組む。

(主な予算事業)

- 地域バイオマスエネルギー導入促進事業
- 地域新エネルギー導入加速化事業
- 「一村一エネ」事業
- エネルギーの地産地消促進事業
- 道産エネルギー技術開発支援事業
- 道産エネルギー製品開発支援事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①地域の実態に応じた新エネルギー導入に向けた関係機関の連携強化

- ・ 各振興局に設置している「地域省エネ・新エネ導入推進会議」などを通じ、地域の状況や課題の把握、導入事例などの情報を提供する。
- ・ 太陽光や風力、バイオマスといった地域におけるエネルギー種別毎のポテンシャルなどを地域に情報提供するとともに、事業化可能性調査やモデル的な導入など取組の段階に応じた地域の新エネルギーの地産地消の取組を支援する。

②ネットワークを活用した道の支援策等のPR強化

- ・ 「北海道グリーン・コミュニティ推進ネットワーク」などを通じて、環境・エネルギー関連企業や大学、金融機関などに支援策等の情報提供を行う。

(7) 農林水産業の活力発揮

平成26年度は、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進する農山漁村の6次産業化を推進するため、農林漁業者と2次・3次事業者のネットワークづくりや6次産業化の取組に必要な加工・販売施設等の整備を支援する。また、食料供給力の強化や生産の持続性の確保など、「強い農業づくり」を推進するため、地域における生産から流通までの対策を総合的に支援する。また、林業・木材産業の成長力強化実現に向けて、地域材の加工・流通施設や木造公共施設等の整備支援に取り組む。

(主な予算事業)

- 6次産業化施設等整備事業費
- 6次産業化ネットワークづくり支援事業費
- 強い農業づくり事業費
- 森林整備加速化・林業再生事業（26年第1回北海道議会定例会提案補正予算）

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①6次産業化の加速に向けた地域のネットワークづくりの支援

- ・ 庁内におけるプロジェクトチーム会議を開催するとともに、庁外関係機関と連携し、事業の効果的な推進に向けた意見交換を実施する。

②林業及び木材産業等の健全な発展に向けた地域等との連携

- ・ 森林整備加速化・林業再生事業による路網や木材加工施設等の整備が円滑に進むよう、業界団体等が参画する協議会や北海道森林管理局、学識経験者等との意見交換を行う。事業の実施にあたっては、早期の着手に向け、事業実施主体への指導を強化する。

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

③道産食品のブランド向上の促進 ※

- ・ 道が推進している「道産食品独自認証制度」や「道産食品登録制度」の登録を受けた食品の販売を促進するため、食に関する高い知識を有する専任のコーディネーターを育成し、道産食品のブランド向上を図る。

2. 全員参加型社会の実現に向けた人づくりと雇用の確保

中小企業や産業の生産・経営基盤の確立により経済の底力を上げることに加え、産業振興と一体となった雇用創出の推進や全員参加型社会の実現に向けた人づくりに取り組み、安定的で良質な雇用の場の拡大と就業環境の整備や多様な働き手の就業支援を進めることが必要であることから、次の取組などを実施する。

(1) 産業振興と一体となった雇用創出

平成26年度は、25年度からスタートした戦略産業雇用創造プロジェクトを効果的に展開し、産業振興と一体的に安定的で良質な雇用の創出を図る事業に取り組む。

(主な予算事業)

○戦略産業雇用創造プロジェクト事業費

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①北海道雇用創出基本計画の着実な推進と戦略産業雇用創造プロジェクトの推進

- ・ 平成24年3月に策定した「第3期北海道雇用創出基本計画」を着実に推進するため、地域労働関係会議を活用するなど市町村や地域の経済団体等と密接に連携しながら、地域の創意に満ちた雇用の創出の取組や地域産業を担う人材育成と就業促進等に取り組む。
- ・ 食やものづくり分野の産業振興と安定的で良質な雇用の創出を一体的に推進する戦略産業雇用創造プロジェクトについて、経済団体や労働団体、金融機関など、北海道産業雇用創造協議会の構成員等と緊密な連携を図りながら推進するとともに、助成制度の活用など関連企業等のさらなる参画を得ながら、商品開発力や参入力の強化、人材育成・確保に向けた事業を推進する。

(2) 全員参加型社会の実現に向けた人づくり

平成26年度は、北海道労働局や民間と一層連携しながら、若者や女性、中高年齢者、障がい者など、多様な働き手の就業支援に取り組むとともに、次代を担う意欲的な人材の育成に向け、食や観光、ものづくり分野などにおける「人づくり」に取り組む。

(主な予算事業)

- 北海道求職者就職支援センター事業費
- 緊急雇用創出事業臨時特例対策推進費（26年第1回北海道議会定例会提案補正予算を含む）
- 地域若年者雇用奨励事業費
- 季節労働者雇用対策費

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①若者などの就業支援と就業環境の確保

- ・ 雇用をめぐるトラブルを防止し、若者などが安心して働けるよう北海道労働局等と連携して、高校生などに対し働く際に必要なワークルールに関する講義等の取組を行うほか、企業に対する雇用のルールの遵守に向けた周知啓発や労使からの労働相談への適切な対応などに取り組む。
- ・ 北海道労働局との雇用対策協定に基づき、若者に対して、国のヤングハローワーク札幌との一体的な就職支援に取り組むほか、道外大学と連携したUターンの促進など、若者等の就業に向けた施策を充実し、効果的な展開を図る。

②地域ニーズに応じた人材育成を促進する国の「地域人づくり事業」の活用

- ・ 産業の活性化に向けて地域ニーズに応じた人材育成や人材不足分野などの処遇改善を促進する国の「地域人づくり事業」を活用する。(本方針の取組名の後に※を付けた事業)

③季節労働者の通年雇用化の促進

- ・ 「季節労働者対策に関する取組方針（第4次）」に基づき、国や地域と十分連携を図りながら、季節労働者の通年雇用化を促進し、雇用の安定を図る。

(予算措置した基金等を活用して喫緊の課題に対応して実施する具体的事業)

④若者の雇用を巡るトラブルの防止 ※

- ・ 事業主の雇用に関するモラルを高め、関係法令を遵守するよう周知・啓発するとともに、若者にも啓発用ツールを活用し、企業への注意を喚起する取組を展開する。

⑤潜在的な労働力の活用に向けた女性の就業の促進 ※

- ・ 北海道労働局との雇用対策協定に基づき、ジョブカフェ北海道において、国のマザーズハローワークと連携して女性の再就職等による就業を促進する。

⑥非正規労働者の処遇改善や正社員化の促進 ※

- ・ 企業における意識啓発と就業環境整備を行うとともに道内企業にその効果を広く普及させる。

⑦障がい者の民間企業等への雇用の促進 ※

- ・ 障害者就業・生活支援センターにおいて、障がい者雇用促進サポーター(仮称)による職場実習(雇用体験)受入企業の開拓などを行う。

⑧中高年者の早期再就職の促進 ※

- ・ ジョブサロン北海道との連携の下、道内6地域において、中高年者の雇用に協力的・積極的な企業を開拓するとともに、職場見学会や就業体験を通じ、就職希望先の分野を拡げる。

⑨新規高卒就職者の職場定着の促進 ※

- ・ 国や民間による就職支援事業が実施されない地域において、新規就職者の職場訪問や離職状況調査等を実施し、職場定着の促進を図る。

⑩福祉・介護人材の雇用の促進 ※

- ・ 失業者等を対象に介護職場での就労に必要な知識習得のための基礎的研修や介護施設等における就労を通じた実地訓練を行い、福祉・介護分野への雇用の促進を図る。

⑪地域の障がい者、ひきこもりやニートなどの若者の就労による自立の促進 ※

- ・ 地域の障がい者へのインフォーマル(制度外)サービスの基盤形成を行うとともに、ひきこもりやニートなどの若者の就労による自立を促進する取組を行っていく。

3. 国内外の需要の取り込みと情報発信による更なる需要の創出

生産・経営基盤が確立し、雇用の創出や需要を拡大し、家計等を通じて需要の発生につなげるに留まらず、経済の循環を太い輪にしていくことが重要であることから、食や観光等の地域資源やコンテンツ等の情報を国内外に発信し、販路を拡大するとともに、バックアップ拠点構想に基づく本社機能等の移転や健康関連産業などにより、国内外からの新たな需要を創出するため、次の取組などを実施する。

(1) 食や観光の情報発信

平成26年度は、道外への本道の食の発信を行うとともに、道外からの誘客促進、道民の道内旅行の活性化やターゲットを定めた戦略的な海外からの誘客促進など国内外への効果的な誘客活動により旅行市場の拡大を図る事業に取り組む。

(主な予算事業)

- 北海道トップブランドづくり事業
- 北海道物産観光展示所運営費
- ワイン&チーズ等による地域活性化推進事業
- 北海道観光成熟市場誘客確保促進対策事業費
- 北海道新幹線開業等の効果を活かした誘客促進事業
- 北海道観光成長市場開拓促進事業費
- タイ国政府観光庁との趣意書調印記念事業（平成25年度事業）

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①「食のサポーター」などの専門家による食の情報発信

- ・ 道内出身の一流シェフなどに委嘱している北海道「食のサポーター」を活用し、道内各地のこだわり商品・食材に関する情報発信を進める。

②メディア等とのタイアップによる道産ワインのPR

- ・ 道産ワインのブランド力向上に向け、知名度の高い料理人やソムリエ、消費者に人気のある雑誌編集者などに向けたプロモーションや映画と連携したPRを実施する。

③民間企業等と連携した首都圏等での食のプロモーションの実施

- ・ 東北地域との食のビジネスマッチングを包括連携協定を締結した銀行

と連携して実施する。【再掲】

- ・ 首都圏等における食のプロモーションを青森県やＪＲ東日本、銀行と連携して実施する。

④「北海道どさんこプラザ」の仙台出店

- ・ 「北海道どさんこプラザ」仙台店の開店に向けた準備を進める。

⑤外国人観光客の需要喚起を目指した海外プロモーションの実施

- ・ 春に大きな旅行需要のあるタイなど東南アジア諸国をターゲットとした現地プロモーションを平成２６年３月に実施する。

⑥道外における誘客プロモーションの前倒し実施

- ・ 首都圏における誘客プロモーションを前倒しで実施する。また、一般消費者に対する観光ＰＲを前倒しで実施する。

(予算措置した基金等を活用して喫緊の課題に対応して実施する具体的事業)

⑦海外への多言語による観光情報の発信が可能な人材の育成 ※

- ・ メール等を活用した外国人観光客への個別観光案内サービスやＳＮＳ等を活用した情報発信能力を有する人材を育成する。

(2) 本道の魅力と強みを世界に売り込む「クール・ＨＯＫＫＡＩＤＯ」の推進

海外に向けて、本道の自然や食、文化、産業、ライフスタイルなどから生まれた商品・サービスと映像やキャラクターといった新しいコンテンツを組み合わせ、継続的・効果的に北海道ブランドを発信し、輸出や誘客など経済交流の拡大に取り組む。

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①「クール・ＨＯＫＫＡＩＤＯ」のネットワークの構築と連携推進

- ・ 多様な主体が参画する「クール・ＨＯＫＫＡＩＤＯ」ネットワーク（仮称）を構築するため、道内各地の食・観光・文化・スポーツ・映像・デザイン等の関係者による会議を開催するとともに、情報共有する。（赤レンガ・チャレンジ事業）

(予算措置した基金等を活用して喫緊の課題に対応して実施する具体的事業)

②海外メディア等を活用した輸出や誘客等の拡大と企業人材の育成 ※

- ・ 道内企業の海外展開や海外メディアの戦略的な活用を図るモデル事業を実施するなどし、本道の魅力と強みを丸ごと世界に売り込み、輸出や誘客等を拡大するとともに、企業人材を育成する。

(3) 新たな企業の誘致や新しい産業の振興

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①企業のリスク分散の受け皿としての企業誘致の一層の推進

- ・ リスク分散の観点から企業の活動拠点や生産拠点の分散化の動きが活発化していることから本社機能移転等を新たに盛り込んだ産業振興条例を活用した誘致活動を展開する。

②一次産業等とものづくり産業の連携強化による新たな需要の掘り起こし

- ・ 食関連機械の開発をものづくり産業と食関連産業の連携を図りながら、新たな需要の掘り起こしを地域で展開する。

(予算措置した基金等を活用して喫緊の課題に対応して実施する具体的事業)

③道産機能性食品等の開発促進に必要なコーディネーターの育成 ※

- ・ 消費者の健康志向の高まりを背景に拡大する健康食品市場の獲得を目指し、道産機能性食品等の開発促進に必要なコーディネーターの育成に取り組む。

④ヘルスケア多角化サービスの地域展開 ※

- ・ 道内各地域において、運動指導を核に、異業種との組み合わせによる多角的で付加価値の高いサービスの実施に必要な連携体制を構築するとともに、取組の実践を通じた人材育成を進め、付加価値あるサービスモデルの全道展開を推進する。

推進方針の機動的展開

昨年9月からの電気料金の値上げや原材料価格の上昇に加え、消費税率引き上げなどにより、地域経済の循環の輪が途切れないよう、まずは4月からの半年間を「集中的な取組期間」とし、中小企業の経営安定支援や、国内外からの誘客や公共事業等の早期発注による需要の喚起に取り組むとともに、公共事業等の円滑な執行など次の取組などを実施する。

こうした取組の推進にあたっては、地域の実情や声を把握し、施策に反映していくことが必要であることから、地域等との意見交換を実施する。

また、庁内にワーキングチームを設置し、施策の効果の検証を行い、更なる取組を検討していく。

さらに、今後の状況の変化等に対応して機動的にサポート体制を発動するとともに追加の取組により対応していく。

(1) 当面の中小企業の経営の安定に向けた前倒し支援

(主な予算事業)

- 移動中小企業経営相談事業費
- 地域中小企業経営改善サポート事業

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①消費税価格転嫁に係る中小企業や建設業からの相談対応

- ・ 本庁及び振興局において、中小企業等から転嫁を妨げる違法な行為の情報が受付窓口に寄せられた場合、速やかに国の担当機関に情報を提供する。
- ・ 建設工事に係る北海道知事許可業者等の転嫁拒否等行為に関する相談窓口において相談を実施する。

②消費税率引き上げに伴う経営や金融の相談窓口の設置

- ・ 消費税率引き上げに伴い、平成26年4月から本庁及び各（総合）振興局に中小企業の経営や金融の相談窓口を設置する。

③土、日、祝日における金融相談の実施

- ・ 当面、土、日、祝日においても、中小企業者の経営や金融の相談に対応する。

④金融円滑化に向けた融資制度のPRや金融機関等との連携

- ・ 各種広報媒体の活用により、中小企業総合振興資金などの融資制度の一層の周知と利用の促進を図る。【再掲】
- ・ 地域の金融機関、信用保証協会、商工団体等と地域中小企業金融に関する情報や意見の交換を行う。【再掲】
- ・ 市中金融機関や北海道信用保証協会に対し、融資や保証の弾力的な取扱いについて要請する。【再掲】

⑤国との合同プロモーションなどによる支援策のPR強化

- ・ 経済産業局などと連携し、全道各地域において中小企業や商工業団体向けの支援策の合同プロモーションを実施する。【再掲】

(予算措置した基金等を活用し、喫緊の課題等に対応して実施する具体的事業)

⑥道内7地域における相談体制の整備 ※※

- ・ 中小企業の経営指導にあたる専門家を平成26年3月から道内7箇所に配置し、企業の経営改善にきめ細やかに対応する。【再掲】

(2) 国内外への観光プロモーションの実施による需要の喚起

(主な予算事業)

- 北海道新幹線開業等の効果を活かした誘客促進事業
- タイ国政府観光庁との趣意書調印記念事業（平成25年度事業）

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①外国人観光客の需要喚起を目指した海外プロモーションの実施

- ・ 春に大きな旅行需要のあるタイなど東南アジア諸国をターゲットとした現地プロモーションを平成26年3月に実施する。【再掲】

②道外における誘客プロモーションの前倒し実施

- ・ 首都圏における誘客プロモーションを前倒しで実施する。また、一般消費者に対する観光PRを前倒しで実施する。【再掲】

(3) 公共事業等の早期発注による需要の喚起

(主な予算事業)

- 公共事業費(平成26年第1回北海道議会定例会提案補正予算を含む)
- 投資的事業費(同上)

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①公共事業の前年度予算からの切れ目のない執行や早期発注

- ・ 公共事業の執行に当たっては、前年度補正予算の執行に引き続き、切

れ目のない執行に努め、春先からの工事量の確保を図るとともに、上期においては、前年度以上の事業量の確保を目途に早期発注に努める。

②投資的事業の早期執行

- ・ 投資的事業の執行に当たっては、公共事業の実施状況や地域の実情なども勘案し、できるだけ早期に発注するよう努める。

(4) 公共事業等の円滑な執行

(主な予算事業)

- 公共事業費(平成26年第1回北海道議会定例会提案補正予算を含む)
- 投資的事業費(同上)

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①建設産業への支援に向けた取組の実施

- ・ 本道建設産業が社会資本の整備はもとより、災害時対応や除雪など、地域の安全・安心や経済・雇用を支え、今後とも、その役割を担っていきけるよう、「北海道建設産業支援プラン2013」により支援していく。
- ・ 建設業サポートセンターにおいて、中小企業診断士などの専門家による指導・助言、各種支援施策の情報提供、新分野進出における研究開発や販路開拓等の取組への助成など、各種施策を全庁を挙げて効果的に推進していく。また、入札制度の見直しなどを進める。
- ・ 道が実施する公共工事の総合評価方式において、地域の雇用や経済を下支えする建設業者の継続的な経営や、技術伝承につながる取組を支援するため、新規雇用をした建設業者と若年技術者を追加配置した建設業者を加点評価する。

②公共工事の発注に向けた人手不足等への対応

- ・ 受注者の自由な意志に基づき実際の工事を行う実施工期を選択し設定することにより、技術者及び労務者などの平準化を図ることを目的とした「選択工期制」など柔軟な工期の設定の周知を行う。
- ・ 請負代金額2,500万円未満の工事(建築工事は5,000万円未満)において、同一市町村内で2件の工事の現場代理人を兼任することができることの周知を行う。

③建設資材の需給、価格の動向の把握と速やかな設計単価への反映

- ・ 建設資材の需給や価格動向については、今後とも注意を払い、適時適切に情報把握するとともに、速やかな設計単価への反映に努める。

④道産資材の積極的使用

- ・ 道産資材の積極的な使用を促進するため、各種の啓発に努める。

- ・ 入札等に際し、道産資材の積極的な使用について依頼するとともに、「道産資材使用状況調査実施要領」により、その実態の把握に努める。

⑤雇用の安定

- ・ 冬期間の雇用の場を確保することにより、季節労働者の雇用の安定と通年雇用化の促進を図る。

⑥国庫補助金等の早期受入れ

- ・ 事業の円滑な執行を図るため、国庫補助金等の早期受入れに努める。

⑦建設業者への円滑な資金供給

- ・ 前払金は請求書受理後 7 日程度で、完成払の工事請負代金は請求書受理後 14 日程度で支払うよう努める。
- ・ 「中間前金払」や「部分払」制度の周知を徹底し、積極的な活用を図るとともに、その代金についても早期支払に努める。
- ・ 元請、下請間の工事内容の明確化を図るため、元請に対し、「標準下請契約約款」の採用を指導するとともに、下請届の提出を徹底させる。
- ・ 元請から下請への代金支払について、早期かつ適正に行われるよう指導するとともに、その実態の把握に努める。
- ・ 公共工事の前払金保証事業に関する法律に規定する保証事業会社と連携を図りながら、前払金の適正な運用について指導する。

(5) 中小企業者等に対する受注機会の確保

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

- ・ 中小企業者等を取り巻く厳しい情勢を踏まえ、「中小企業者等に対する受注機会の確保に関する推進方針」に基づき、中小企業者向け契約目標値の達成に向け、適切な発注ロットに配慮した分離・分割発注の推進をはじめ、より道内中小企業に配慮した地域要件の設定に取り組むなど、引き続き全庁挙げて中小企業者等の受注機会の確保・拡大に努める。また、国の出先機関、市町村、道の出資法人等に対しても、中小企業者等の受注機会の確保・拡大が図られるよう要請する。

(6) 施策の推進に向けて

(予算事業を好循環に円滑につなげるための具体的取組)

①地域の商工業団体や市町村との意見交換の実施

- ・ 地域の景気動向など地域経済の実態を把握するとともに道の施策の効果などに関して地域の意見を聴取するために商工会議所・商工会や市町村との意見交換を実施する。

②関係者の連携の強化

- ・ 地域経済を取り巻く情勢や今後の対応について、国の出先機関や経済界、中小企業支援機関、地域産業支援機関などと意見交換や情報共有を進める。
- ・ 経済団体、労働団体や国の機関のトップからなる北海道雇用創出推進会議などを通じて、関係者と密接に連携し協力を図りながら、地域の特色を活かした産業振興と安定的で良質な雇用の創出に取り組む。
- ・ 食クラスター活動の展開など様々な分野において企業や大学・試験研究機関との認識を共有し、関係者間の連携・協力を強化する。
- ・ 地域の中小企業の支援や地域を牽引する産業の新たな展開に向け、包括連携協定締結企業と関係を強化し、新たな連携事業の構築を図る。

③庁内ワーキングチームによる施策の検証及び新たな取組の検討

- ・ 地域経済の実態の把握や地域の意見をもとに、推進方針に基づいて実施した施策について、関係部課によるワーキングチームを設置し、情報の共有を図るとともに、効果の検証を行い、速やかに対策を講じる。
なお、今後の施策や本推進方針の具体的取組については、必要に応じて再検討を行うとともに、こうした検討にあたっては、国の出先機関や中小企業支援機関、地域産業支援機関などとの連携を図る。

④状況の変化等に対する機動的なサポート体制の発動と追加の取組による対応

- ・ 今後、様々な状況の変化等により、地域経済の好循環に影響が懸念される場合には、速やかに実情を把握の上、機動的にサポート体制を発動し、追加の取組により対応していく。